

平成24年12月第4回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成24年12月21日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 小 高 良 則
- 22番 中 田 眞 司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- |   |     |   |         |
|---|-----|---|---------|
| 市 |     | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市   | 長 | 小 澤 誠 一 |
| 教 | 育   | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

市民部参事(事) 国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事) 総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成23年12月21日(金) 午前10時開議

日程第1 議案第3号から議案第11号  
 議案第13号から議案第18号  
 請願第24-2号、請願第24-3号  
 委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議案の上程  
 議案第20号  
 提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

+

## ○議長（中田眞司君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に各常任委員長から付託事件の審査報告が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、文教福祉常任委員会での少数意見報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第3号から議案第11号、議案第13号から議案第18号及び請願第24-2号、請願第24-3号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、林修三総務常任委員長。

## ○林 修三君

それでは、総務常任委員会に付託されました、案件5件につきまして、去る12月13日に委員会を開催し、審査いたしましたことを報告させていただきます。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりでございますが、審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法の一部改正により、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例が導入されたことを受け、その対象である公害防止用の下水道除害施設に係る償却資産課税の軽減率を定めるため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「国では、下水道除害施設と雨水貯留浸透施設の2つの施設をわがまち特例で実施するようになっていますが、当市では下水道除害施設を対象にしており、雨水貯留浸透施設は、なぜ、対象にならないのか伺う。」という質疑に対して、「特定都市河川流域に係る雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法に基づきまして、下流域等の都市洪水防止のための雨水貯留浸透施設の整備等をするようになっていきます。具体的に申しますと、開発に伴う調整池の設置は、現在市町村の指導により行っているものですが、特定都市河川流域では、法律によって雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられています。この特定河川流域とは、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて、国土交通大臣、または都道府県知事が指定することになっています。関東近辺ですと、現在、特定都市河川に指定されているのは、神奈川県にある鶴見川の1カ所になり、この特定都市河川流域に指定されているのは、神奈川県と東京都の一部になっています。千葉県には、特定都市河川及び流域は関係ありませんので、今回本市では条例改正しないものです。」という答弁がありました。

次に「本市に対象となる下水道除害施設はないとのことですが、わざわざ条例改正して、さらに税金を安くして建設を促進する性格のものでもないようなので、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「現在、本市にはこの除害施設を設置している工場等はありません。ただし、今後下水道区域内に対象となる工場が進出する可能性もありますので、条例を改正するものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第4号は、八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市の管理する各施設において、職員が通勤用自家用自動車をその敷地内に駐車する場合に使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

また、駐車にかかる使用料を職員の給与から控除するため、あわせて、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部について改正するものです。

審査の過程において委員から、「新たに駐車場を設置した訳ではないので、わざわざ有料化にしなければならない理由はないと思うが、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「あくまでも行政財産の適正な管理を図るということです。」という答弁がありました。

次に「当市の出先機関は交通事情が悪く、車なしでは、仕事に支障があります。職員が私用の車を利用して事務連絡等を行っているのか、これからはそれぞれの出先機関に公用車を配置することは検討しているのか。」という質疑に対して、「私用車を使用する場合は、従前より旅費として支出しています。」という答弁がありました。

次に「職員組合とは、どのような話し合いがされたのか伺う。」という質疑に対して、「職員組合と協議の結果、了解を得ています。」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「使用料の徴収を定めた地方自治法第225条について、地方自治法の逐条解説には、使用料はその行政財産、または公の施設の維持管理費、または、減価償却費に充てられるべきもので、公営企業を除く一般の公共用財産は、収益を目的とするものではない。と説明しています。今回の駐車場の有料化は、新たに駐車場を設置した訳でもなく、減価償却費に充てるというものではありません。八街市の出先機関は交通事情が悪く、車なしで仕事先に行けない。こうした特殊なことのもとでは、市が無料の駐車場を用意することは当然であります。行政財産の適正使用を名目に職員に駐車料金を求めることに反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてです。

これは、市内に防犯カメラを設置するにあたり、その設置及び運用に関して、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「カメラを新たに設置しようとしている5カ所は、どのような経緯で決定したのか。」という質疑に対して、「この事業は県の補助事業で、1カ所4

0万円です。5カ所の上限で設置するものです。ひったくりの多い場所を中心に考えて、八街の幹部交番と協議をしました。」という答弁がありました。

次に「第1条の目的では、個人の権利利益を保護するとともにありますが、その個人の定義はどのようにされているのか。」という質疑に対して、「今回、設置するカメラは、不特定多数の方が通られる場所で、駅前広場、国道県道が交差するところになりますので、市民を含んだ他の地域の方も含まれるという解釈になります。」という答弁がありました。

次に「第4条では、必要最小限の撮影範囲とありますが、実際どの程度映し出されるのか。」という質疑に対して、「今回計画しているカメラは、静止していれば個人が識別できるものになります。また、こま送りの設定によって精度が上がるものになります。」という答弁がありました。

次に「肖像権をめぐる最高裁判所での判決は、令状もなしに被撮影者の思いに反して撮影できる限界は、現に犯罪が行われ、もしくは行われた後、間がないと認められたときにこの撮影をしていいとなっています。1日当たり24時間撮影されているということについてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「常時撮影していますが、この情報を開示するときは、基本的に捜査機関からの依頼があった場合と、現在考えていますので、実際に犯罪が起きたという起因となるものがあってのことになります。常時開示するというものではありません。」という答弁がありました。

次に「防犯カメラに頼るのではなく、地域の皆さんが力を合わせて、防犯対策に取り組むことを重視すべきではないかと思うが、どのように考えているのか。」という質疑に対して、「地域が主体となって守っていくことは、実施しなければならないことです。既に防犯組合及びパトロール隊により、防犯対策の活動を実施しています。今後も防犯上の対策は、行って行きたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「第9条の取扱者が、この運用に違反した場合の罰則を伺う。」という質疑に対して、「基本的には公務員ですので、守秘義務はあります。防災カメラの設置管理については、基本原則として市の個人情報保護条例に基づいて措置を行うことになります。」という答弁がありました。

次に「ひったくりの重点地区として指定を受けたのはいつか伺う。」という質疑に対して、「平成23年度になります。」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「犯罪対策に全力を挙げることは当然重要な課題であります。防犯カメラの設置は、八街市情報保護審査会でも「プライバシー権をはじめとする個人の権利の重要性もあるので、防犯カメラによる規制は、必要最小限にするものとする。」と指摘していますが、人権やプライバシーを侵害する危険をはらんだものであり、慎重な設置が必要です。ひったくりの増加に対し、画一的な条例と県警のひったくり対策重点区域指針のみで進めることは大変問題です。議案説明に、ひったくり犯は対策の遅れている地域へ移動すると指摘しています。この立場からいえば、市内中に防犯カメラを設置し続けなければなりません。犯罪を減らす

ことはもちろん必要です。しかし、不審者を映し出すために市民が24時間撮影され、お互いが監視するような息苦しい社会を市民は望んでおりません。対症療法ではなく、犯罪が起きる背景、原因を分析して、その原因をなくす努力をしていくことが必要ではないでしょうか。今求められているのは、警察の巡回パトロールを増やしたり、地域一体の取り組み強化が大切です。防犯カメラの設置は、その地域に合ったやり方で、地域住民の納得と協力を抜きにして進めるべきではありません。この条例制定には反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費（3項を除く）、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、第4表債務負担行為補正の内、追加「広報やちまた印刷業務」「庁舎受付案内・電話交換業務」「庁舎自家用電気工作物保安管理業務」第5表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から歳入では、「15款県支出金の妊婦健康診査支援基金事業補助金の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「歳出において、当初予算ベースで500人分を見込んでいましたが、妊婦さんの減少に伴いまして、75人分が不要となる見込みで減額したものです。」という答弁がありました。

次に、「先ほど、防犯カメラに関わる条例を審議したところですが、議会の議決がないうちに、一般会計の補正予算に、ひたたくり対策防犯設備設置事業補助金を予算計上することは問題ではないか。」という質疑に対して、「今回上程した条例は、新しく設置をする防犯カメラと既存のカメラについても適用されます。自由通路については、現在は規則で管理をしているところです。条例の施行については4月からになり、カメラを年度内に設置して、この条例に基づいて運用していこうとするものです。条例と予算を同時に出すということについては、問題ないと考えています。」という答弁がありました。

次に、「21款市債のごみ処理施設整備事業は、どの程度の規模か伺う。」という質疑に対して、「現在、飛灰はフレコンパックに入れて直接出していますが、今度、秋田県に出す分については、中間処理をすることで、概要については1時間当たり1立米のコンレンキ、薬剤単価が3立米、また、電気設備等の工事になります。」という答弁がありました。

歳出2款では、「財産管理費の庁舎管理費では、電気料金の値上げによる光熱水費の増額とのことですが、第2庁舎は暖房がなかなか効かないとのことで、職員がストーブなどを持ち込んでいるが、灯油代などはどのような対応をしているのか。」という質疑に対して、「第2庁舎に関わらず、財政課の管理分については、公費負担しています。」という答弁がありました。

次に、「公共交通対策費では、今後のふれあいバスのあり方について、アンケート調査したとのことですが、何名でどのような方にアンケートをお願いしたのか。」という質疑に対して、「今回のアンケートは、ふれあいバスに限らず、公共交通に関するアンケートということで、無作為抽出で市内の3千世帯をお願いしたものです。」という答弁がありました。

次に、「今回のふれあいバスのダイヤ改正は、具体的にどのような対応をされるのか。」という質疑に対して、「昨年9月1日付で新しいコース、新しい時間割りで運行を開始しましたが、改正前の時間割りの方がよかったとの声がたくさんありましたので、改正内容を元に戻す形で準備しています。」という答弁がありました。

次に、「防犯カメラ設置工事では、設置する地域の市民、また、区との協議は実施されているのか。」という質疑に対して、「設置場所に関わる市民の方への周知については、広報等を利用したいと考えています。また、必要であれば代表の方にお知らせをしていきたいと考えています。」という答弁がありました。

歳出11款では、「借換債を取りやめた理由を伺う。」という質疑に対して、「当初一括で申請していたものですが、実際この1件は、200万円台の少額ということと、償還期間が短かったということで、一般財源を用いての繰上償還にかえたものです。」という答弁がありました。

第4表債務負担行為では、「広報やちまた印刷業務の限度額753万1千円の根拠を伺う。」という質疑に対して、「3者からの見積もりの平均額になります。」という答弁がありました。

次のように、反対討論がありました。

「犯罪対策に全力を挙げることは当然重要な課題であります。防犯カメラの設置は、八街市情報保護審査会でも、プライバシー権をはじめとする個人の権利の重要性もあるので、防犯カメラによる規制は必要最小限にするものとする。」と指摘していますが、人権やプライバシーを侵害する危険をはらんだものであり慎重な設置が必要です。ひたつくりの増加に対し、カメラを設置するといった対症療法ではなく、犯罪が起きる背景、原因を分析して、その原因をなくす努力をしていくことが必要です。今求められているのは、警察の巡回パトロールを増やしたり、地域一体の取り組み強化こそ、最優的に取り組むべきです。先ほど条例の審査が行われ、議会の議決がされないうちに、早速、カメラ設置の予算審議であり、あまりにも議会を形骸化し過ぎているのではないのでしょうか。慎重な設置が必要と情報保護審査会の指摘があり、市民に十分周知がないままの予算措置に反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

請願第24-3号は、消費税の増税中止を政府に求める請願についてです。

審査の過程において委員から、意見があった後、次のように、賛成討論がありました。

「本請願は国に対し、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税中止の意見書を採択し、送付を求めるものです。民主党野田内閣は、自民党、公明党とともに消費税の増税と社会保障改悪の一体改革関連法案を成立させました。「消費税は社会保障のため」と言いながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金削減など社会保障の切り下げとともに、消費税を2014年4月に8パーセントに、さらに2015年10月からは10パーセントにまで引き上げるというものです。さらに、三党は国民に対しては増税によって見込まれる新たな財源を、防災に名を借りた大型公共事業や成長戦略と称した大企業支援

につき込もうとしています、断じて許されるものではありません。消費税増税が実施されれば、国民全体で13兆5千億円、4人家族では1年間に現在の2倍の33万円もの大增税となり、国民の暮らしは大打撃となります。政権公約を投げ捨てて、消費税大增税を国民に押し付けることは許されるものではありません。請願に賛成する第1の理由は、法案成立後、今もなお多数の国民が消費税増税に反対の意思をあらわしているということです。法案成立後、各マスコミによる世論調査が行われました。共同通信、読売、毎日の調査では、いずれも消費税増税法案の成立を「評価しない」が多数を占め、共同通信の調査では、強行された法律に基づき消費税を増税することに反対が56.1パーセント、賛成が42.1パーセントと反対が賛成を大きく上回っています。賛成理由の第2に、消費税は低所得世帯ほど負担が重くなり、税金の役割である格差縮小機能を果たさず、むしろ格差を拡大することになってしまいます。高額所得者と同じ税率というのは、累進課税の原則に反するとともに、所得のない人からも取るというのは、生計費非課税の原則にも反します。消費税増税は、国会審議の中で、増税を進める勢力の中からさえ、低所得者対策が必要との意見が出るほど、低所得者に重い負担がのしかかります。社会保障は、所得の多い少ないに関わらず、全ての国民に福祉や医療、介護、年金などを保障するものであり、その財源は国の一般財源全体で賄うべきもので、消費税に頼ること自体が不当と言わざるを得ません。税は所得に応じて負担するというのが、憲法の本質です。低所得者ほど負担の重い消費税は、庶民いじめ税制にほかなりません。今の日本は、かつてなく所得の格差が広がっている社会になっています。この点から見ても、消費税増税は絶対に実施するべきではありません。第3に、小泉構造改革の政治のもとで、かつてない負担増と社会保障の切り捨てが行われた結果、国民の暮らしはますます困難を増しています。勤労者の所得は1997年をピークに下がり続け、不安定雇用のもとで年収200万円以下の労働者は1千万人を超え、生活保護受給者も211万人を超え、過去最高を更新しています。また、売上高5千万円以下の中小企業者の過半数が、価格に消費税を転嫁できていません。地域経済の後退は、自治体の財政にも大きな影響を及ぼします。東日本大震災の被災者は、いまだに住む家も定まらずに、仮設住宅や遠隔地での避難生活を強いられており、生活と生業の再建の見通しを持っていない方々が数多くいます。政府は、今年9月末で被災者に対する医療、介護の自己負担免除を冷酷に打ち切りましたが、その上、消費税の増税を押し付けることは、被災者に耐えがたい苦難を押し付けるものです。日本経済は、この10年以上の長期にわたって経済が低迷しています。その一番の原因は、国民の個人消費が冷え込んだまま回復せず、内需が低迷したままになっていることです。どの民間シンクタンクも消費税増税によって個人消費がさらに落ち込み、国内消費が縮小すると予測し、7割の企業が業績に悪影響を及ぼすと懸念を表明しています。国民生活をさらに困難にし、経済を悪化させる消費税増税は実施すべきではありません。第4の理由は、消費税増税に頼らなくても社会保障の財源を作り、財政を立て直す道があります。日本共産党は、大企業や大金持ちへの行き過ぎた減税を正し、応能負担の原則に立って税制を抜本的に見直すこと。また、軍事費や大型開発、原発推進、政党助成金などの財政の無駄を削減するとと

+

もに、最低賃金の大幅な引き上げや雇用の正規化、大企業と下請企業との公平な取引ルールの確立などで、260兆円に上る大企業の内部留保を国民経済に還流させる民主的な経済改革を実行すること。この2つを同時並行で進めることを提案しています。そうすれば、消費税に頼ることなく社会保障の財源を作り、経済を内需中心の安定的な発展の軌道に乗せ、財政の建て直しも可能になります。この方向でこそ、暮らしと営業を守る多くの国民の願いを実現し、社会保障を将来にわたって削減することなく、持続可能なものとすることができます。日本共産党はこの立場から、消費税増税をやめるように国に意見書を送付する請願に賛成するものです。」

採決の結果、賛成少数のもと、不採択と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わらせていただきます。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、山口孝弘文教福祉常任委員長。

#### ○山口孝弘君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件5件につきまして、去る12月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第13号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、第4表債務負担行為補正の内、追加「保育所職員細菌検査業務」「朝陽保育園自家用電気工作物保安管理業務」「交通安全対策用消耗品購入」「小・中学校自家用電気工作物保安管理業務」「小・中学校用ウイルス対策ソフト購入」「小・中学校コンピュータ保守業務」「中央公民館・図書館自家用電気工作物保安管理業務」「給食補助員等細菌検査業務」「市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務」「スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務」「スポーツプラザ浄化槽維持管理業務」についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「戸籍住民基本台帳費の一般職人件費では、他の事業の人件費の手当に比べて多い理由を伺う。」という質疑に対して、「外国人登録法の廃止、印鑑登録などの照合、電算の切り替えによる時間外手当が主なものです。」という答弁がありました。

歳出3款では、「障がい者通所施設送迎事業では、通所施設は何カ所か。また、障がい者が通所して利用する施設は足りているのか伺う。」という質疑に対して、「14施設になり、窓口で不足に伴う苦情はありません。」という答弁がありました。

次に、「老人ホーム入所援護対策では、必要な方全てに、入所援護はされているのか。」

という質疑に対して、「老人福祉法の第11条に基づき、入所措置しています。」という答弁がありました。

次に、「緊急通報装置の設置数は、今年度どのぐらい増えているのか伺う。」という質疑に対して、「昨年度の9月末で404台、今年度の9月末では460台ですので、56台増えています。」という答弁がありました。

次に、「保育園管理費では、臨時職員が8名減った理由を伺う。また、臨時保育士の待遇をよくしていく考えはないか伺う。」という質疑に対して、「保育士について、広報やちまた、ホームページ、ハローワークにおいて雇用の募集をしましたが、予定人数を満たしませんでした。待遇については、今回通勤手当が支給されるようになったのと、サービスの関係で臨時職員についての改正があり、休みがとれるようになったなど、少し改善されたと思われま

す。」という答弁がありました。

次に、「長寿祝金支給事業費では、何人に支給し、何人分の減額になるのか伺う。」という質疑に対して、「対象となった方の人数は、80歳が447人、88歳が182人、99歳が5人、100歳が8人です。当初予算から43人分減額しました。」という答弁がありました。

次に、「生活保護総務費では、生活保護のケースワーカー1人の担当状況を伺う。」という質疑に対して、「ケースワーカーの配置基準については、社会福祉法で標準数として、1人当たり80世帯となっています。9月末現在、被保護の世帯数が680世帯、被保護人員が983人になります。当市では、現在7人のケースワーカーで対応しています。」という答弁がありました。

歳出4款では、「妊婦・乳児健康診査事業での14回分の無料検診は、今後も実施されるのか伺う。」という質疑に対して、「24年度と同様に実施できるよう、25年度予算について協議しているところです。」という答弁がありました。

次に、「妊婦・乳児健康診査の受診券は、母子手帳を配付するときに渡しているとのことですが、母子手帳は全ての方に配付されているのか伺う。」という質疑に対して、「ごく少数ですが、母子手帳を受け取らないまま出産されるケースもあります。」という答弁がありました。

次に、「健康増進事業では、胃がん検診の受診者が311人減ったとのことですが、受診者が増えるように、今後どのような取り組みを考えているのか。」という質疑に対して、「広報やちまた、ホームページ、地区回覧、健康相談など、あらゆる機会を捉えて周知していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「がん検診の受診者数の減は、一部負担金が要因とは考えられないか。」という質疑に対して、「一部負担金が受診率に影響あるのかわかりませんが、厳しい財政状況のもとでは、一部個人負担金をいただくざるを得ない状況にあります。」という答弁がありました。

歳出9款では、「外国語指導助手業務の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「当初予算と契約金額の差額になります。委託内容等に変更はありません。」という答弁がありま

した。

次に、「朝陽小学校改築事業では、設計業務は当初予算5千300万円に対し、今回の補正では3千100万円の減額。調査業務は、当初予算590万円から71万4千円の減額。耐力度調査では当初予算611万円から240万円の減額です。このような状況を見ると、設計額に問題があったのではないか。」という質疑に対して、「設計業務については、1千万円を超えているので、一般競争入札で最低制限価格を設定せず入札した結果です。地質調査業務については、590万円に対して、約490万円の契約です。耐力度調査は、611万円に対して、367万5千円ですので、それほど低落札額ではないと考えています。」という答弁がありました。

第4表債務負担行為補正では、「保育所職員細菌検査業務は、年度により検査項目は変わるのか伺う。」という質疑に対して、「毎年同じで、赤痢菌、チフス菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157の検査です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に6億592万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を95億198万2千円とするものです。

審査の過程において委員から「一般被保険者療養給付費負担金の診療報酬では、平成23年度は約41億円、平成24年度は前年度に4億円を増額して計上してあると思います。この補正も約4億円の増ですが、この診療報酬の中に薬剤も含まれているのか伺う。」という質疑に対して、「保険医療に係る全てのもので。」という答弁がありました。

次に、「高額療養費の伸び率を伺う。」という質疑に対して、「一般被保険者高額療養費では、平成23年度決算と比較すると、13.5パーセントの増。退職被保険者等高額療養費では、4.5パーセントの増になります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に3億6千150万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を35億9千547万1千円とするものです。

審査の過程において委員から「介護サービス等諸費では、介護認定調査員は、正職員、臨時職員何人いるのか。また、仕事内容の違いを伺う。」という質疑に対して、「正職員が4人、臨時職員が5人です。仕事内容が大きく違う点は、臨時職員は認定調査のみです。正職員は、当然それ以外にも認定審査会の事務などの事務処理を行っています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算に64万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億8千6

1 1万6千円とするものです。

審査の過程において委員から「給食事業収入の減額理由を伺う。」という質疑に対して、「当初予算は、収納率100パーセントで見込んでおりましたが、今回、収入見込額で補正するものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

請願第24-2号は、学校図書館の充実を求める請願についてです。

この請願が本委員会に付託後、委員から参考人として請願者の出席を求める申し出が委員長宛てにありましたので、審議の冒頭に、この請願を審査するにあたり、請願者の出席を求めることについて採決したところ、賛成少数で参考人を招集することは否決となりました。

意見交換の過程において委員から執行部に対し、「学校図書館図書標準について当市の現状を伺う。」という質疑に対して「平成23年度末の学校図書標準の達成状況は、小学校は93.01パーセント。中学校では、92.65パーセントになります。小学校で、実住小学校、笹引小学校、交進小学校、二州小学校の4校と、中学校では、八街中学校、八街南中学校の2校が達成しています。」という答弁がありました。

次に、「図書館のボランティアの活動状況を伺う。」という質疑に対して、「活動内容については、小学校では保護者の方を中心に読み聞かせ、蔵書の整理、ポスター掲示などです。中学校では、小学校での活動を受けて、連携教育の関係から、今後活動に取り組むスタートが切られたという報告を受けています。」という答弁がありました。

次に、「市内の小中学校に専任の学校司書は配置されているのか。また、新聞配備の状況を伺う。」という質疑に対して、「専門職の学校司書は配置されていません。また、新聞の配備もされていません。」という答弁がありました。

次に、「移動図書館の利用状況を伺う。」という質疑に対して、「移動図書館は、市内18のステーションがあり、うち小学校6校に回っています。10月末の利用状況は、2千715名、6千920冊になります。」という答弁がありました。

次に、「今年度、学校図書の充実に関し幾ら予算計上しているのか。」という質疑に対して、「小学校の児童用図書は491万8千円。中学校が326万2千円になります。」という答弁がありました。

次に、「来年度の予算要求に、専門の司書を要求するのか伺う。」という質疑に対して、「学校図書館の充実という観点から、整備していきたい意向はあります。しかし、財政状況を踏まえた中で、検討しなければならない立場になります。」という答弁がありました。

次に、「司書教諭の現状を伺う。」という質疑に対して、「各小中学校には、司書教諭が配置されています。」という答弁がありました。

次に、「予算化についてどのように考えているのか。」という質疑に対して、「一般財源化で交付されている場合と特定財源で交付されている場合では使い道が違います。財政措置されるのであれば、特定財源という形で財政措置させていただければと思います。」という答弁がありました。

次のように、反対討論がありました。

「請願書にあるとおり、学校図書館は児童・生徒にとって、学びや豊かな情操・情感を育む上で重要な場所であることは認識しております。適切な蔵書数を確保することは大切なことであり、子どもたちが豊かな心を育むための多くの書物と出会い、将来に向けてのさまざまな知識や豊かな経験を積み重ねていくことにより、自ら学ぶ力や将来にわたり、自分自身の夢の体現に向け、新学習指導要領からしても、学校図書館の図書整備は欠かすことのできない教育条件であると認識しております。文部科学省は学校図書館図書整備5カ年計画を策定し、この5年間で学校図書館標準の達成を目指すため、年間200億円（5カ年計画約1千億円）、学校図書館への新聞配備約15億円（5カ年で約75億円）、学校司書の配置のために約150億円を計上されております。全国学校図書館協議会が各自治体に対して行った予算化に向けての現状調査では、7月10日現在、調査対象全国1千741市区町村教育委員会のうち回答数884教育委員会の回答がありました。学校図書館図書整備5カ年計画に基づく図書及び新聞の予算化状況では予算化した、または予算化する予定は169市町村で、新聞予算化は66市町村。独自に予算化しているのが590市町村で、新聞予算化は191市町村。予算化の無回答134市町村、新聞では628市町村ありました。また、学校司書では配置を予算化したかの質問で、予算化したでは202市町村、予算化していないが656市町村ありました。学校司書の配置に関しては、配置をしているが477市町村、配置をしていないが432市町村。配置がある場合の雇用形態では、正規職員57市町村、臨時・嘱託が421市町村。また、配置がある場合の勤務状況では、1校だけの担当勤務255市町村、複数校を担当勤務は170市町村でありました。このようなアンケート調査でもわかるように、いまだ市町村にとっての対応はまちまちであり、アンケートされていない市町村の状況は、検討段階であると推測されます。本市では、平成15年に行われた、学校図書館法の改正による学校図書館司書教諭の発令では、小学校・中学校では、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとあり、その措置命令以降、本市の教育委員会では、学校図書館司書教諭の配置は適切に対応されております。市町村予算のもととなる地方交付税交付金は、市町村が不足する予算を補うために国から一括して交付されるもので、交付税措置が行われていても、それぞれの事業に幾ら使われるという割り振りされているものではありません。したがって、地方交付税交付金の使途は、市町村の裁量に委ねられております。つまり、実際の学校図書関係予算を執行するためには、各市町村において予算化が図られることが大前提となる訳であります。請願の学校図書館費（図書整備費）についての一層の充実を図ることについては、一定の理解ができますが、全ての小中学校での十分な財政措置を講ずること、本の修繕や入れ替え、全ての小中学校に専任の専門職の学校司書の配置や新聞の配備等は、現状では国が指摘する本市においての予算化がなされていないため、今のところ困難であると推測されます。本市にとって来年度以降、学校図書館図書整備5カ年計画に沿って予算が目的化されていくことを期待するものです。したがって、現時点では、この請願については反対いたします。」

次のように、賛成討論がありました。

「昨年(2012)の12月議会、そして今議会に、学校図書館の充実を求める請願が北総教職員組合(全教)から提出されました。子どもたちの成長にとって、学校図書館の存在がいかに重要かを物語っていると思います。重要でありながら、自治体の財政状況によって図書館の充実度が左右される状況は問題です。昨年提出された「学校図書館の充実を求める請願」に対して、「学校図書館は、学びや豊かな感情を育む上で重要と認識している。適切な蔵書数の確保、図書館司書を全校配置することも重要ですが、一方、教育施策実現のためには、各種事業を適切な順序で推進する必要があります。ゆえに、学校図書費を大幅に増額、学校図書館図書標準を満たす早急な財政措置は困難である。」という内容の反対討論がありました。そして、今議会でも委員会の質疑においても、この現状の中でいかに努力するか。これが問題とされました。そして、反対討論においても請願趣旨の内容については、概ね認めることができるけれども、財政上の問題でなかなか厳しいというような昨年と同じような反対討論がありました。しかし、子どもたちが様々な知識や経験を深め、物事の見方や考え方の幅を広げるためには「財政が厳しいから」と、学校図書館の充実を後回しにすることは、学校図書館の役割を軽視していると言わざるを得ません。図書館を充実させた自治体では、さまざまな効果が報告されています。旧東出雲町(現松江市)では、学校図書館を教育の中心に据える方針により、2006年に町内小中学校全てに学校司書を配置しました。松江市立掛屋小学校は、2007年に図書館を使った授業の研究を始めました。「わかった」を「できた」にするのが「図書館の使命である」と司書教諭は年間の図書館活用指導計画に沿って繰り返し訓練しています。図書館は全教科を貫く「学び力」を身に付ける場になっており、全国学力テストの応用問題も正答率が上昇しているとのこと。子どもたちの「知りたい」という意欲が高まったと報告されています。かつては古い本が並び、人気がなく、調べ学習では子どもたちは本を探せなかったけれど、わずか5年で全国から視察に来る先進校になったと読売新聞2012年5月3日付は報じています。また、印旛郡では八街市以外の全ての自治体が専任で学校司書を配置しています。その成果として、図書館を活用しての授業の取り組みが進んでいる。子どもたちの要望に迅速な対応ができる。図書館が活性化して学習意欲の向上につながっているなどを挙げています。また、平成24年度からの文部科学省から学校司書の配置に関わる予算(150億円)、学校図書館への新聞配置に関わる予算(15億円)が地方交付税措置に対して積極的な対応をしようとしています。新学校図書館整備5カ年計画(年間200億円)に対しても取り組もうとする自治体が多い中で、八街市は、今後学校司書の配置(150億円)に対してだけ、財政課と協議したいと回答しており大変消極的です。情報を取捨選択して活用することを重視した新学習指導要領のもと、教科書には図書館の使い方が盛り込まれました。八街市においても、学校図書館の充実のために、さらに真剣に取り組むべきです。市内の学校現場では学力の向上、不登校の解消に努力していますが、抜本的改善ができていません。幼小中連携教育を実施している八街市においては、学校図書館を充実させることにより、学力向上、不登校の解消にも大きな力を発揮すると思いま

+

す。ブックスタートを開始し、青少年健全育成都市宣言をしている八街市として、国の予算措置を積極的に予算化し、学校図書館の充実を図るべきです。以上の理由から賛成します。

採決の結果、賛成少数のもと、不採択と決定しました。

なお、桜田委員が少数意見を留保し、所定の賛成者を得て、これが成立しております。

その内容については、後ほど少数意見者から報告がありますので、私からは報告を省略させていただきます。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、文教福祉常任委員会で提出された少数意見の報告を求めます。

#### ○桜田秀雄君

それでは、報告いたします。

平成24年12月14日に開催された文教福祉常任委員会において、会議規則第101条の2項に基づきまして、留保した少数意見についてご報告をいたします。

私は、請願第24-2号、学校図書館の充実を求める請願を審査するにあたり、参考人の招集を求める採決に不満のため、委員会の賛同を得て、以下のとおり意見を留保させていただきました。

お手元には、意見の概略が配付をされておりますが、申し上げます意見の全文をご報告いたします。

八街市議会会則では、必要に応じ参考人の招致が可能であり、平成23年6月、議会運営委員会に付託された議会全員協議会の会議の公開を求める請願の審査で、参考人を招致、充実した委員会審議が行われた前例があります。

また、本会議冒頭に提案された発議案第5号、八街市議会規則の一部を改正する規則の改正の中で、本会議でも参考人の招致が可能となりました。これは、住民の議会参加を促進することで、地方議会の活性化を図ることを目的に、地方自治法が改正されたことに伴うものです。よって、充実した請願の審査を通じ、住民の議会参加を促進し、開かれた議会、活力ある議会を作るために、参考人の招致を求めるという、私の意見です。

なお、今回、2件の請願が提案され、各委員会において判断が分かれました。各委員長の判断が異なることは、議会の運営に支障を来します。会議規則の解釈を統一し、規則の整備を図り、積極的に参考人の招致が図られることを要望いたしまして、報告いたします。

#### ○議長（中田眞司君）

会議中ではありますが、ここで、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時12分)

#### ○議長（中田眞司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、川上雄次経済建設常任委員長。

### ○川上雄次君

それでは、経済建設常任委員会に付託されました、案件9件につきまして、去る12月17日に委員会を開催、市道関係及び公害対策について現地調査を行い、審査をいたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてです。

これは、道路法の一部改正により、道路の構造の技術的基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「全体的に見て、八街市に即したものになっているのか。また、その辺の検討はどうか。」という質疑に対して、「来年から運用していく中で、不都合な点があれば、条例の一部改正を行い、市に整合した形に徐々に整備をしていきます。」という答弁がありました。

次に「国土交通省が出した生活道路、通学路についての速度規制について、30キロが妥当とのことですが、そういった整合性が加味されているのか。」という質疑に対して、「現行の道路をさわらない場合は、この条例は適用されません。実際に道路を作る場合、設計速度が40キロであっても、それを30キロに規制することは、公安委員会との協議で、それが妥当とのことであれば、警察の方で規制すると考えています。」という答弁がありました。

次に「第5条、第6条について、他の県では歩行者を守るということで、路肩を1メートルとしているところもあるが、八街市の0.5メートルとした経緯を伺う。」という質疑に対して、「0.5メートルは、あくまでも最小の単位と考えており、以前から道路整備する場合は、路肩は最低でも0.75メートルで施工してきました。今後も0.75メートルを最低幅として、実際に作る時は設計してまいりたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定についてです。

これは、道路法の一部改正により、市道に設ける道路の案内標識等の寸法について条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「今回、地方においてくる概要を伺う。」という質疑に対して、「サイズについては、各自治体で定めることになりましたが、本市の場合は現在の標識令と同じサイズを採用しようとするものです。」という答弁がありました。

次に「この議案が可決した場合、例えば御成街道などの看板をいつ設置するのか。」という質疑に対して、「施行については4月1日からですが、御成街道などの看板の設置につい

ては、予算の方と相談しながらやりたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、都市公園法の一部改正により、都市公園の設置及び公園施設の設置についての基準が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「八街市の都市公園整備の今後の方針について伺う。」という質疑に対して、「八街市は近隣と比較し、1人当たりの都市公園の面積が非常に少ないところです。ただし、都市公園ではありませんが、宅地造成地に設けられているその他公園が約120カ所あります。都市公園、その他公園を含めまして、適正な維持管理をし、市民に安心して使っていただきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「ちょっと手を加えれば、都市公園になるようなところはないのか。」という質疑に対して、「都市公園ということになると、施設の目的、内容というのもあります。現段階では財政が厳しい中、市の中ではそれぞれ優先事業がありますので、現状の公園施設の維持管理を適正にして、近隣の方々の利用に供していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「泉台の公園は、かつては用地買収まで進むという話でしたが、財政事情の勘案、または価格が折り合わないなどにより、なかなか進まない状況と認識しています。現在の状況を伺う。」という質疑に対して、「現段階では用地交渉を含めまして中断している状況です。」という答弁がありました。

次に「第2条で定める住民1人当たりの敷地面積の目標は10平方メートル。当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の目標は5平方メートル以上とするとありますが、いつまでを目標としているのか伺う。」という質疑に対して、「10平方メートルにつきましては、都市公園法の中にあり、これを参酌して、あくまでも目標として定めたものです。期日につきましては、現段階ではこの10平方メートルに達していないので、目標値として今後も掲げて行きたい。」という答弁がありました。

次に「第3条第1項の2号、3号に、それぞれ2ヘクタール、4ヘクタールという数値目標が掲げてありますが、現在のけやきの森と中央公園の面積を伺う。」という質疑に対して、「けやきの森につきましては、1万3千265平方メートル、中央公園につきましては、1万6千722平方メートルです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第9号は、八街市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてです。

これは、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、特定公園施設の設置に関する基準が条例に委任されたことから、新たに条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「改築の場合は、どのくらいまでを改築とって、今回の

規程が適用されるのか。」という質疑に対して、「判断が難しいところですが、基本的にはごく部分的なものは補修、改築は大々的などという意味合いを考えています。」という答弁がありました。

次に「第6条の野外劇場、野外音楽堂については、どこを指しているのか。」という質疑に対して、「現段階では具体的なものはありません。今後このようなものが作られると考えられますことから、基準として定めたものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準が条例に委任されたことから、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において委員から、「今までに該当する会社があるのか。」という質疑に対して、「現在の認可区域には、昨年までは大木に1社ありましたが、現在はありません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、市道路線の認定についてです。

これは、開発行為により帰属されました団地内の道路について、新たに市道路線として認定するものです。

この議案については、委員会冒頭において文違の3路線、二区の2路線の計5路線の現地調査を行いました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第13号、平成24年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表継続費補正、第3表繰越明許費、第4表債務負担行為補正の内、追加「焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入」「クリーンセンター自家用電気工作物保安管理業務」「焼却施設運転管理業務」「焼却施設ボイラー等保守点検整備業務」「道路管理用車両の賃借」「交進団地家庭雑排水共同処理施設維持管理業務」についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「焼却炉の維持修繕事業費1千663万2千円、当初予算で6千万円計上してあるんですが、今回はどういう修理を行うのか伺う。」という質疑に対して、「当初の6千万円は、電気系、コンピュータ系の基盤の交換です。今回は1号炉の一番下の部分の耐火物の修繕です。」という答弁がありました。

次に「農業委員会費の時間外手当増の理由を伺う。」という質疑に対して、「平成21年に農地法の改正があり、農業委員会で農地の全筆調査をしなければいけないこととなっています。調査に出るための下資料作成のため、相当の時間を要しているため、時間外が増えている状況です。」という答弁がありました。

歳出5款では、「農業振興費のJAいんばで設置されるニンジン選果機では、今度は春ニ

ンジンも選果を行われるとのことですが、春ニンジンを出荷している戸数を伺う。」という質疑に対して、「春ニンジンの出荷につきましては、市内全体で10ヘクタール、うち農協への出荷は8ヘクタールとなっております。春ニンジンは、現在グリーンやちまたの選果機では取り扱いしていませんが、秋冬ニンジンでは446名の方々が、このグリーンやちまたを利用しています。」という答弁がありました。

次に「選果機の工事の日程は。また、この期間の対応を伺う。」という質疑に対して、「県から計画承認は来ていませんが、年度内には着工すると聞いております。また、今冬ニンジンの出荷中でもありますので、それらを含め、工期などを検討するとのことでした。」という答弁がありました。

歳出6款では、「国庫支出金等返還金の理由を伺う。」という質疑に対して、「当初計画していたものより、実施金額が少なくなったので、その分を精算するものです。」という答弁がありました。

歳出7款では、「住宅リフォーム補助金100万円の理由を伺う。」という質疑に対して、「35件分が終わり、その後申請したいという方が3件ありました。3月10日までに実績報告を上げてもらう要綱となっておりますので、とりあえず10件で足りるのではないかと考えています。どうしても、その後、補助申請したいとの方は、新年度で予算を計上する予定ですので、4月1日以降に申請をお願いしたいと思います。」という答弁がありました。

次に「榎戸駅整備事業では、設計調査業務を減額して平成25年度に設計調査をするとのことですが、このペースで平成26年度に着工できるのか伺う。」という質疑に対して、「自由通路の位置につきましては、現在JRと協議を進めていることから、公安委員会等との協議をする図面等作成業務を平成25年度に行うこととしたため、減額補正をしました。基本設計については、平成25年の6月末を目途に作成し、その後詳細設計を行い、工事着手を予定しています。現在予定しているスケジュールに支障はないものと考えています。」という答弁がありました。

第4表債務負担行為補正では、「焼却施設運転管理業務の業者と業務に携わる人数を伺う。」という質疑に対して、「運転管理業務の入札に参加できる業者は、16社から17社あります。運転管理に係る契約上の人数は25名です。」という答弁がありました。

次に「焼却施設ボイラー等保守点検整備業務では、修理費が補正に計上されているが、点検は必要なのか伺う。」という質疑に対して、「このボイラー点検は、法により毎年実施するよう定められているものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第17号は、平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、既定の予算から275万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を13億7千907万5千円とするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号は、平成24年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から「債務負担行為の中で水道施設運転管理業務に携わる人員は何人か伺う。」という質疑に対して、「水道施設運転管理業務で契約しようとする人数は、9人です。」という答弁がありました。

次に「資本的収入で231万円増額補正の消火栓負担金の内容を伺う。」という質疑に対して、「平成24年度当初予算で4基を予定していましたが、六区1号線の道路改良にあわせて行う水道管更新事業に伴い、消火栓が5基増えましたので、今回補正をするものです。」

次に「水道事業拡張事業については、現在の配水施設の能力からすると、管路の拡大はできないと認識しています。大変厳しい財政とはわかっていますが、接続の部分について拡大は可能か伺う。」という質疑に対して、「水道の拡張という意味合いで捉えますと、今非常に拡張することは難しい状況です。費用対効果が見込めるといふことであれば、将来的には対応していきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

**○議長（中田眞司君）**

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告及び少数意見報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員長の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご承知願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員会に提出された少数意見報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中田眞司君）**

質疑なしと認めます。

これで、少数意見報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中田眞司君）**

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第3号から議案第11号、議案第13号から議案第18号及び請願第24-2号、請願第24-3号の討論受け付け及び昼食のため休憩します。

討論通告は、12時までをお願いいたします。

午後は1時10分に再開します。

(休憩 午前11時32分)

(再開 午後 1時10分)

**○議長（中田眞司君）**

再開します。

これから、討論を行います。

議案第5号に対して鯨井眞佐子議員から。議案第4号、議案第5号、議案第13号、請願第24-3号に対し丸山わき子議員から。請願第24-2号に対し京増藤江議員から。議案第4号、請願第24-2号に対し桜田秀雄議員から。請願第24-2号に対し木村利晴議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第4号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、私は、議案第4号、八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

使用料の徴収を定めた地方自治法第225条について、地方自治法の逐条解説には「使用料はその行政財産または公の施設の維持管理費または減価償却費に充てられるもので、公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではない」、このように、その趣旨を説明しております。

今回の駐車場の有料化は、新たに駐車場を設置したわけでもなく、減価償却費に充てるといものではありません。八街市出先機関は、交通事情が悪く、車なしで仕事先に行けない。こうした特殊なもとでは、市が無料の駐車場を用意することは当然であります。行政財産の適正使用を名目に職員に駐車料金に求めることに対し反対するものであります。以上です。

**○議長（中田眞司君）**

次に、桜田秀雄議員の議案第4号に対する反対討論を許します。

**○桜田秀雄君**

私は、議案第4号、八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論をいたします。

本条例は、職員の通勤用自動車の駐車に係る使用料を月額3千円とし、給与から控除する方法により徴収するというものです。八街市は公共交通網が充実しているとは言えず、対象機関への通勤は自動車に頼らざるを得ない状況から徴収すべきではありません。今回の改正の目的は、行政財産の適正な管理を行うためとされていますけれども、対象となるのは、保育園、幼稚園、中央公民館などの出先機関で165人とされています。

また、これらの出先機関には臨時職員85人も駐車しており、臨時職員及び小中学校の職員などは対象外とされており、行政運営の公平性という観点から条例の整合性がとれません。

よって、①市内は交通網が充実しておらず、自動車での通勤は必要不可欠であること。

②臨時職員、小中学校などは対象外で、条例として整合性に欠けること。

③職員に負担を押し付ける前にやるべきことがある。他の市町村に比べて突出をしている市長交際費を半減すること。

以上の理由から、議案第4号に反対をいたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、丸山わき子議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

#### ○丸山わき子君

それでは、議案第5号、八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について反対するものであります。

犯罪対策に全力を挙げることは大変重要な課題であります。しかし、防犯カメラの設置は八街市情報保護審査会でも「プライバシー権をはじめとする個人の権利の重要性もあるので防犯カメラによる規制は必要最小限にするものとする」と指摘していますが、人権やプライバシーを侵害する危険をはらんだものであり、慎重な設置が必要であります。

ひったくりの増加に対し、画一的な条例と県のひったくり対策重点区域指針のみで進めることは大変問題であります。議案説明に「ひったくり犯は対策の遅れている地域へ移動する」と指摘しています。この立場からいけば、市内中に防犯カメラを設置し続けなければなりません。犯罪を減らすことはもちろん必要です。しかし、不審者を映し出すために、市民が24時間撮影され、お互いが監視するような息苦しい社会を市民は望んではおりません。対症療法ではなく、犯罪が起きる背景、原因を分析して、その原因をなくす努力をしていくことが必要ではないでしょうか。

今求められているのは、警察の巡回パトロールを増やしたり、地域一体の取り組み強化が大切です。防犯カメラの設置は、その地域に合ったやり方で、地域住民の納得と協力抜きにして進めるべきではありません。この条例制定に反対するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、鯨井眞佐子議員の議案第5号に対する賛成討論を許します。

#### ○鯨井眞佐子君

私は、議案第5号、八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例制定について賛成の立場から述べさせていただきます。

地域一体の防犯パトロール等の取り組みは、現在行っておりますが、それだけでは難しいものがあると考えます。過日、板橋区の主婦殺害事件が報道されました。事件解決には、近所の家の防犯カメラの映像が役立ち、早期解決につながったのではないかと思います。

犯罪は、いつ起こるかわかりません。24時間見張ることも不可能であります。そうした意味からも、犯罪抑止効果もあると考えられます。防犯カメラの設置は必要と考え、八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例制定について賛成するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、丸山わき子議員の議案第13号に対する反対討論を許します。

#### ○丸山わき子君

議案第13号、平成24年度八街市一般会計補正予算について反対するものであります。

今議会における一般会計補正予算では、中学3年生までの現物給付導入の予算確保とともに、少ないながらも住宅リフォーム助成制度への補助金が増額されたことは、市内業者への仕事おこしにつながるものと大変評価するものであります。しかし、その一方で、県助成による防犯カメラ設置への予算計上には慎重な取り組みを求めるものであります。

今回の防犯カメラ設置は市街地であり、24時間の市民監視は人権やプライバシーを侵害する危険をはらんだものであり、慎重な設置が必要であります。

ひたつくりの増加に対し、カメラを設置するといった対症療法ではなく、八街市は昨年、県のひたつくり対策重点区域に指定された、その時点で犯罪を起こしにくい街にするためにどうしたらいいのか、市民に呼びかけ、取り組みを強化すべきであったのではないかと思います。

今求められているのは、警察の巡回パトロールを増やしたり、地域一体の取り組みの強化ではないでしょうか。

情報保護審査会の慎重な設置が必要と指摘もあり、その具体化であるはずの市民に十分な周知や防犯対策の取り組みがないままの予算措置に反対するものであります。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、京増藤江議員の請願第24-2号に対する賛成討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、私は、請願第24-2号、学校図書館の充実を求める請願に対する賛成討論をいたします。

昨年の12月議会、そして今議会に「学校図書館の充実を求める請願」が北総教職員組合（全教）から提出されました。子どもたちの成長にとって、学校図書館の存在が、いかに重要かを物語っていると思います。

昨年提出された「学校図書館の充実を求める請願」に対して、学校図書館は、学びや豊かな感情を育む上で重要と認識しているが、財政上厳しいことを理由にした反対討論がありました。

今議会においても、本市では、学校図書館司書教諭を適切に配置している。また、請願の

内容については理解できるし、新学習指導要領の上からも学校図書館の図書整備は欠かすことのできない教育条件であると認識している。しかし、学校図書館整備5カ年計画を実施するための交付税措置がされても、学校図書関係の予算を執行するためには、各自治体において予算化することが大前提であるが、本市においては予算化されていない。来年以降、学校図書館図書整備5カ年計画の予算化を期待するという内容の反対討論がありました。

請願の内容は、児童・生徒にとって大変重要であると認識していると言いながら、昨年につき、今回も財政状況を理由にし、反対したことは問題です。

教育は市政における最優先課題の1つです。児童・生徒がさまざまな知識や経験を深め、物事の見方や考え方の幅を広げるためには、財政が厳しいからと、学校図書館の充実を後回しにすることは、学校図書館の役割を軽視していると言わざるを得ません。財政が厳しいといっても、平成24年度から文部科学省による第4次の学校図書館図書整備5カ年計画がスタートし、図書標準の達成を目指す予算、学校図書館への新聞配備予算、学校司書予算1人に付き105万円などの地方交付税措置がされています。児童・生徒の豊かな学びを保障するために、いかに予算化していくかの議論が必要です。しかし、委員会の中での質疑において、現状の中でいかに努力するかが問題とされ、学校図書館の充実に対する文部科学省からの地方交付税措置をいかに活用するかについての十分な論議はありませんでした。図書館を充実させた自治体では、さまざまな効果が報告されています。旧東出雲町、現松江市では、学校図書館を教育の中心に据える方針により、2006年に町内小中学校全てに学校司書を配置しました。松江市立揖屋小学校は2007年に図書館を使った授業の研究を始めました。「わかった」を「できた」にするのが図書館の使命であると司書教諭は年間の図書館活用指導計画に沿って繰り返し訓練しています。図書館は全教科を貫く「学び力」を身に付ける場になっており、全国学力テストの応用問題も正答率が上昇しているということです。子どもたちの「知りたい」という意欲が高まったと報告されています。

かつては古い本が並び、人気がなく、調べ学習では子どもたちは本を探せませんでした。わずか5年で全国から視察に来る先進校になったと読売新聞2012年5月3日付は報じています。

また、印旛郡下では、八街市以外の全ての自治体が専任で学校司書を配置しています。その成果として、図書館を活用しての授業の取り組みが進んでいる。子どもたちの要望に迅速に対応できる。図書館が活性化し、学習意欲の向上につながっているなどを挙げています。

また、平成24年度からの文部科学省から学校司書の配置に関わる予算150億円、学校図書館への新聞配置に関わる予算15億円が、地方交付税措置に対して積極的な対応をしようとしています。新学校図書館整備5カ年計画、年間200億円に対しても取り組もうとする自治体が多い中で、八街市は、今後、学校司書の配置150億円に対してだけ、「財政課と協議したい」と回答しており、大変消極的です。

情報を取捨選択して活用することを重視した新学習指導要領のもと、教科書には図書館の使い方が盛り込まれており、八街市においても、学校図書館の充実のために、さらに真剣に

取り組むべきです。

市内の学校現場では学力の向上、不登校の解消に努力していますが、抜本的改善ができていません。幼少中連携教育を実施している八街市においては、学校図書館を充実させることにより、学力向上、不登校の解消に大きな力を発揮すると思います。

今回提出された学校図書館の充実を求める請願は、1、全ての児童・生徒に豊かな学びを保障するため、学校図書館費、図書整備費の一層の充実を目指すこと。

2、全ての市立小中学校で、学校図書館図書標準を満たすよう計画的かつ十分な財政措置を講ずること。また、古くなった本の修繕、入れ替えをすること。

3、全ての市立小中学校に専任の専門職である学校司書の配置を目指すこと。

4、地方交付税措置の目的に沿って計画的に学校司書の配置を進めること。

5、学校図書館への新聞配備を進め、児童・生徒の学習や学力向上に供することとあるように、昨年の請願内容にあった図書整備費を大幅に増額すること。早急に財政措置を講ずること。速やかに修繕入れ替えをすることなど、大幅に早急に速やかに等の言葉は使われておらず、全く無理はありません。やる気さえあれば、学校図書館を充実させるための計画を立て、実施できるはずです。

ブックスタートを開始し、「青少年健全育成都市宣言」をしている八街市として、学校図書に対する地方交付税措置を積極的に活用すべきです。

以上の理由から、請願第24-2号に賛成いたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、木村利晴議員の請願第24-2号に対する反対討論を許します。

#### ○木村利晴君

請願第24-2号、学校図書館の充実を求める請願について反対の立場から討論させていただきます。

請願書にあるとおり、学校図書館は児童・生徒にとって学びや豊かな情操、情感を育む上で重要な場所であることは認識しております。適切な蔵書数を確保することは大切なことであり、子どもたちが豊かな心を育むための多くの書物と出会い、将来に向けてのさまざまな知識や豊かな経験を積み重ねていくことにより、自ら学ぶ力や将来にわたり、自分自身の夢の体現に向け、新学習指導要領からしても、学校図書館の図書整備は欠かすことのできない教育条件であると認識しております。

文部科学省では、学校図書館図書整備5カ年計画を策定し、この5年間で学校図書館標準の達成を目指すため、年間200億円（5カ年計画約1千億円）、学校図書館への新聞配備約15億円（5カ年で約75億円）、学校司書の配置のために約150億円を計上されております。

全国学校図書館協議会が各自治体に対して行った予算化に向けての現状調査では、7月10日現在、調査対象全国1千741市区町村教育委員会のうち回答数884教育委員会の回答がありました。学校図書館図書整備5カ年計画に基づく図書及び新聞の予算化状況では予

算化した、または予算化する予定は169市町村で、新聞予算化は66市町村。独自に予算化しているのが590市町村で、新聞予算化は191市町村。予算化の無回答134市町村、新聞では628市町村ありました。

また、学校司書では配置を予算化したかの質問で、予算化したでは202市町村、予算化していないが656市町村ありました。学校司書の配置に関しては、配置をしているが477市町村、配置をしていないが432市町村。配置がある場合の雇用形態では、正規職員57市町村、臨時・嘱託が421市町村。また、配置がある場合の勤務状況では、1校だけの担当勤務255市町村、複数校を担当勤務は170市町村ありました。

このようなアンケート調査でもわかるように、いまだ市町村にとっての対応はまちまちであり、アンケートされていない市町村の状況は、検討段階であると推測されます。本市では、平成15年に行われた、学校図書館法の改正による学校図書館司書教諭の発令では、小学校・中学校では、12学級以上の学校には必ず置かなければならないとあり、その措置命令以降、本市の教育委員会では、学校図書館司書教諭の配置は適切に対応されております。市町村予算のもととなる地方交付税交付金は、市町村が不足する予算を補うために国から一括して交付されるもので、交付税措置が行われていても、それぞれの事業に幾ら使われるという割り振りされているものではありません。したがって、地方交付税交付金の使途は、市町村の裁量に委ねられております。つまり、実際の学校図書関係予算を執行するためには、各市町村において予算化が図られることが大前提となる訳であります。

請願の学校図書館費（図書整備費）についての一層の充実を図ることについては、一定の理解ができますが、全ての小中学校での十分な財政措置を講ずること、本の修繕や入れ替え、全ての小中学校に専任の専門職の学校司書の配置や新聞の配備等は、現状では国が指摘する本市においての予算化がなされていないため、今のところ困難であると推測されます。本市にとって来年度以降、学校図書館図書整備5カ年計画に沿って予算が目的化されていくことを期待するものです。したがって、現時点での請願第24-2号、学校図書館の充実を求める請願については反対いたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、桜田秀雄議員の請願第24-2号に対する賛成討論を許します。

#### ○桜田秀雄君

私は、請願第24-2号、学校図書館の充実を求める請願に賛成の立場から討論を行います。

請願項目の2項では、学校図書館の図書標準の達成を目指すこと。3項では、学校司書の配置を目指すこと。4項では、地方交付税措置に従って計画的に学校司書の全校配置を進めること。5項では、新聞の配置を進め、学習や学力向上に供することとあります。請願の1項で明らかのように、児童・生徒に豊かな学びを保障するため、最も身近な学校図書館の充実を求め、関係者に対し努力することを求めるものです。

請願の審査にあたっては、願意に妥当性があるか、実現性があるかの見地から判断をしな

ければなりません。願意の妥当性とは、請願人の願いが、公益上の見地から見て合理性があるかというものであります。実現の可能性とは、緊急性や重要性及び財政状況などから見て近い将来、実現の可能性のあるものを言います。審査の過程で全ての児童・生徒に豊かな学びを保障するために、学校図書館費について、一層の充実を目指すことという請願人の願いについて反対をする声は聞かれませんでした。

反対討論の中で、現状アンケート調査をもとに、各市町村は取り組み半ばであり、様子を見るべきで、本市は時期尚早との意見は後ろ向きであります。

また、市財政の困窮を根拠に反対であるとの意見もありました。千葉県には普通交付税の不交付団体は市川、成田、浦安、市原、袖ヶ浦市など、5団体ありますが、その他の交付団体はいずれも厳しい財政状況の中で、学校図書館費の充実に努めており、地方交付税措置の目的に沿って学校図書館の機能充実を目指すことは当然であります。

八街市における学校標準達成校は、この2年間で小学校は2校から4校へ、中学校は1校から2校に増え、全体でも小学校は93.02パーセント、中学校は92.66パーセントとなっており、計画的に進められている様子が伺えます。

文部科学省の求める学校図書館機能の充実は、いずれ達成しなければならない課題であり、計画的な整備、充実を後押しすることは、議会に課せられた使命であります。

本請願を不採択とすることは、教育関係者の努力にブレーキをかけることで、今後この学校図書館の機能充実を求めることができなくなり、議員の役割を放棄することになります。子どもたちの読書活動を推進し、学習意欲、学力の向上を図り、心豊かな人づくりを進めるために、学校図書館の機能充実を求めることは重要な課題と受け止め、本請願に賛成をいたします。

#### ○議長（中田眞司君）

次に、丸山わき子議員の請願第24-3号に対する賛成討論を許します。

#### ○丸山わき子君

請願第24-3号、消費税の増税中止を政府に求める請願に対する賛成討論をいたします。

この請願の審査にあたり、請願人の招致を求めたわけではありますが、委員長は独断で拒否されました。その結果での審査となり、切実な住民の意見に耳を傾けることなく、また、委員からの意見もないままの審査結果となっているわけでもあります。

本請願は、国に対し、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税中止の意見書を採択し、送付を求めるというものであります。

民主党野田内閣は、自民党・公明党とともに消費税の増税と社会保障改悪の一体改革関連法案を成立させました。「消費税は社会保障のため」と言いながら、医療費の窓口負担の引き上げ、年金削減など社会保障の切り下げとともに、消費税を2014年4月に8パーセント、さらに2015年10月からは10パーセントにまで引き上げるというものです。

また、三党は国民に対しては、増税によって見込まれる新たな財源を防災に名を借りた大型公共事業や成長戦略と称した大企業支援につぎ込もうとしています。断じて許されるも

のではありません。

消費税増税が実施されれば、国民全体で13兆5千億円、4人家族では1年間に現在の2倍の33万円もの大増税となり、国民の暮らしは大打撃となります。政権公約を投げ捨てて消費税大増税を国民に押し付けることは許されるものではありません。

請願に賛成する第1の理由は、法案成立後の今なお多数の国民が消費税増税に反対の意思をあらわしているということです。総選挙直前の朝日新聞の世論調査でも、52パーセントの国民が消費税の増税に反対と回答を寄せています。

賛成理由の第2に、消費税は低所得世帯ほど負担が重くなり、税金の役割である格差縮小機能を果たさず、むしろ格差を拡大することになってしまいます。高額所得者と同じ税率というのは累進課税の原則に反するとともに、所得のない人からも取るというのは生計費非課税の原則にも反します。

消費税増税は、国会審議の中で、増税を進める勢力の中からさえ、低所得者対策が必要との意見が出るほど、低所得者に重い負担がのしかかります。社会保障は、所得の多い少ないに関わらず、全ての国民に福祉や医療、介護、年金などを保障するものであり、その財源は国の一般財源全体で賄うべきもので、消費税に頼ること自体が不当と言わざるを得ません。

税は所得に応じて負担するというのが憲法の本質です。低所得者ほど負担の重い消費税は庶民いじめの税制にほかなりません。今の日本は、かつてなく所得の格差が広がっている社会になっています。この点から見ても、消費税増税は絶対に実施するべきではありません。

第3に、小泉構造改革の政治のもとで、かつてない負担増と社会保障の切り捨てが行われた結果、国民の暮らしはますます困難を増しています。勤労者の所得は1997年をピークに下がり続け、不安定雇用のもとで年収200万円以下の労働者は1千万人を超え、生活保護受給者も211万人を超え、過去最高を更新しています。

また、売上高5千万円以下の中小業者の過半数が、価格に消費税を転嫁できていません。地域経済の後退は、自治体の財政にも大きな影響を及ぼします。

東日本大震災の被災者は、いまだに住む家も定まらず、仮設住宅や遠隔地での避難生活を強いられており、生活と生業の再建の見通しを持っていない方々が多数います。政府は、今年9月末で被災者に対する医療、介護の自己負担免除を冷酷に打ち切りましたが、その上、消費税の増税を押し付けることは、被災者に耐えがたい苦難を押し付けるものであります。

日本経済は、この10年以上の長期にわたって経済が低迷しています。その一番の原因は、国民の個人消費が冷え込んだまま回復せず、内需が低迷したままになっていることです。どの民間シンクタンクも消費税増税によって個人消費がさらに落ち込み、国内消費が縮小すると予測し、7割の企業が業績に悪影響を及ぼすと懸念を表明しています。

自民党安倍総裁は、無制限の金融緩和と公共事業のばらまきをカンフル剤にデフレ対策をやり、その上で消費税増税を実施しようとしています。しかし、無制限の金融緩和で物価が上昇しても、働く人の賃金が下がり続ければ、国民の暮らしは一層悪化することは明らかです。消費税増税を中止し、国民の所得を増やす政策に転換すべきであります。

第4の理由は、消費税増税に頼らなくても社会保障の財源を作り、財政を立て直す道があるということです。大企業や大金持ちへの行き過ぎた減税を正し、応能負担の原則に立って税制を抜本的に見直すこと。また、軍事費や大型開発、原発推進、政党助成金などの財政の無駄を削減するとともに、最低賃金の大幅な引き上げや雇用の正規化、大企業と下請企業との公平な取引ルールの確立などで、260兆円に上る大企業の内部留保を国民経済に還流させる民主的な経済改革を実行することです。この2つを同時並行で進めれば、消費税に頼ることなく社会保障の財源を作り、経済を内需中心の安定的な発展の軌道に乗せ、財政の建て直しも可能となります。この方向でこそ、暮らしと営業を守る多くの国民の願いを実現し、社会保障を将来にわたって削減することなく、持続可能なものとすることができます。

以上の立場から消費税増税をやめるように、国に意見書を送付する請願への賛成討論いたします。

○議長（中田眞司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第3号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（中田眞司君）**

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成24年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（中田眞司君）

起立多数です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成24年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第24-2号、学校図書館の充実を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（中田眞司君）

起立少数です。請願第24-2号は、不採択と決定しました。

次に、請願第24-3号、消費税の増税中止を政府に求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（中田眞司君）

起立少数です。請願第24-3号は、不採択と決定しました。

議会運営委員会及び全員協議会開催のため、休憩します。

再開の時刻は事務局より連絡いたします。

(休憩 午後 1時56分)

(再開 午後 2時35分)

○議長（中田眞司君）

再開します。

ただいま、議案1件が提出されました。

この際、日程に追加し、追加日程第1として、議案にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中田眞司君）

異議なしと認めます。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第20号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、平成24年度八街市一般会計補正予算でございます。本議会におきまして、平成24年度八街市一般会計補正予算第3号を提案し、先ほど原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところでございますが、今回の補正予算は、太陽光発電設備導入促進のため、県の補助金を活用して実施しております住宅用太陽光発電設備導入推進事業補助金について、平成24年12月7日付で県の増額の交付決定を受け、補正予算第4号として追加提案させていただくものでございます。

それでは、議案第20号、平成24年度八街市一般会計補正予算についてご説明いたします。

この補正予算は、既定の予算に126万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億2千852万5千円とするものでございます。

歳入につきましては、県補助金の住宅用太陽光発電設備導入推進事業補助金84万円、財政調整基金繰入金42万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、住宅用太陽光発電設備導入推進事業費126万円を増額するものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（中田眞司君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

ご異議なしと認めます。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○右山正美君

せっかくですから、質疑をしたいと思っておりますけれども、昨年の3.11以降、やはり自然エネルギー活用ということは、全国的にどんどん増加しているわけで、八街市でも今年3月の中で69件ほど、抽選だったんですね、10件だけ。そのときに、69件。あるいは知らないところで、太陽光を付けましたとか、そういった人たちがかなりいまして、私は100件ほどいたんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった中で新年度予算も先ほど配付された中で出ておりますけれども40件と。また、9月の補正で20件。今回12件分、県の補正が84万円、これは8件分。財政調整基金から4件分ということで、今提案されている部分が12件ということで、自然エネルギーに対する住民の方の熱い思い、やはりそういったものを活用していこうという市民の皆さんの意見のあらわれだというふうに思います。

私は、今の時点で本当に12件で足りるのかどうかというのも、1つはあるんですけれど

も、この県の助成金と合わせて、経過について、どういう形で国が8件分の予算を出したのかどうか。その辺の経過について、どういうふうに担当課はやられたのか。その辺についてまず、最初に伺います。

#### ○経済環境部長（中村治幸君）

今回12件分の補正をさせていただきました経緯につきましては、ただいま県の方の補助金が84万円で8件分ということで言われたわけですが、あくまで県の方は1キロ当たり2万円の助成をするということで、県が12基分の今回補正。それに市が1万円を上乗せして12基でということでございます。あくまで、私どもの方としては、県の事業を活用して県の2万円に市の1万円をプラスするという考えでやっております。

それで、今回の12件につきましては、3回目の八街市から県に要望したわけなんですけど、これは、ほかの市で支出されなかった分を集めていただきまして、12件、私どもの方にいただいたということで、県で新たに補正をとったということではなく、全体の中で、私どもの方でいただけたということで、またここで12件の補正をお願いするところでございます。

それと、ちなみに当初予算で40件、それから9月で20件やったわけですが、3.5キロを最大とするということで、実際に60件の中に3.5キロまでいかない方もいらっしやいました。これらの予算を活用させていただきまして、60件分の予算で63件の助成を今までにさせていただきました。今回12件を補正いたしますと、都合75件の助成ができるというふうに見ております。

#### ○右山正美君

キロワットが少なければ、また、その件数も増えるわけですね。12件だけではなくてね。先ほど、財政の問題を言われました。県全体での総予算の中で、残った部分、残有予算といいますか、それをやはりねらっていたと。担当課もかなり努力はされたというふうに思うんですけども、やはり市長、こういう予算の獲得というのは、先見性と頭を使って、ほかのところは財政を消化できない部分というのはあるわけですから、やはりその辺のところの財政獲得というのは、これはやはり積極的に進めて、まして住宅リフォームもそうですけれども、太陽光、自然エネルギーへの活用の問題というのは、やはり市民意識が今高いわけですから。これは積極的に財政確保の面でも、それは進めていってほしいと思うんですけども、その辺について、市長の見解をお伺いしたいと思いますが。

#### ○市長（北村新司君）

今後とも、この住宅用太陽光発電設備導入推進事業の補助金については、新年度についてもしっかりと八街市として要望をしてまいりたいと思います。

#### ○右山正美君

これは、要望しておきますけれども、県の補助事業ということはあるんですけども、県の補助事業だけでなく、先ほどの請願の問題もいろいろあったんですけども、予算がない、予算がないという中でも、やはり自主努力をしていく、そういったことは本当に必要だと思います。やはり八街市を活性化するにはどうしたらいいのかという、こういうことも

+

含めていろいろ考えていく必要がありますので、ぜひ、県の予算、国の予算とあわせて、地域の活性化をいかにしていくか。先ほどの下水道の話もありました。地元の業者をどれだけ使えば市が活性化していくのか。どうやってつながっていくのかというのは、もうありありとわかっているわけですから、その辺をやはり技術的な面とあわせて、ソフト面も含めて考えていく必要があると思うので、ぜひ、その辺のところを積極的に考えていただきたいと、こう申し上げておきます。以上です。

○議長（中田眞司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中田眞司君）

討論がなければ、これで議案第20号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

議案第20号、平成24年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中田眞司君）

起立全員です。議案第20号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成24年12月第4回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、市勢要覧用写真撮影を行いますので、自席にてしばらくお待ちください。

写真撮影後、議会だより編集委員会、議会運営委員会を開催します。最初に議会だより編集委員会を開催しますので、写真撮影後、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時44分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第11号

議案第13号から議案第18号

請願第24-2号、請願第24-3号

委員長報告、質疑、討論、採決

2. 議案の上程

議案第20号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

- .....
- 議案第3号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 議案第6号 八街市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第7号 八街市指導に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
- 議案第8号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 八街市都市公園における移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する  
基準を定める条例の制定について
- 議案第10号 八街下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 市道路線の認定について
- 議案第13号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第14号 平成24年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第15号 平成24年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第16号 平成24年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第17号 平成24年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第18号 平成24年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第20号 平成24年度八街市一般会計補正予算について
- 請願第24-2号 学校図書館の充実を求める請願
- 請願第24-3号 消費税の増税中止を政府に求める請願

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 中 田 眞 司

八街市議会議員 林 政 男

八街市議会議員 古 場 正 春

+

+

+